

議案第104号

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例について

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年12月4日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 職員の更なる公正な職務の執行の確保を目的として、職員が、市の事業又は事務に関係する営利を目的としない法人その他の団体の業務に従事しようとする場合に、実施機関の許可を必要としたいため。

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例案

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市の事業又は事務に係る法人その他の団体のうち、営利を目的としないものの業務に従事（報酬を得て従事する場合を除く。）しようとする職員は、実施機関の許可を受けなければならない。ただし、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職にある職員及び同法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第4条第2項に規定する許可に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。